

「はいこちら企業の労働
110番です」。電話は、
とある企業の総務担当者か
らのご相談でした。



名北協会相談員日誌 108

「ちかく企業の 労働110番」でく

(一社)名北労働基準協会 上席労働相談室長

社会保険労務士 武 洋三
労働安全コンサルタント

年次有給休暇の買い取り

【通知義務について】

● 完 優 時 間 算

数の通知の必要性と、買取りは法律違反にならないか確認したい」との問い合わせでした。

7の規定により、年次有給休暇管理簿の作成が義務付けられているところ、使用者は年次有給休暇管理簿の作成のみならず年次有給休暇の管理簿の確認を行い、年次有給休暇の取得状況を

年次有給休暇の買い取りについて
「年次有給休暇の買い上げの予約をし、これに基づいて法第39条の規定により請求し得る年次有給休暇の日数を減じ、または請求された日数を与えないことは

らなければならぬ)になつてゐることから、トラブルを避けるため労働者に通知することが望ましい。

周知がされていれば、有給休暇の退職時の買い上げは会社側の任意の判断(買い取り義務なし)、周知が不十分な場合は、法的根拠はないが指針で示されていることから行政指導の対象となり、また、労働トラブルの元にもなりかねません。

そこで、年次有給休暇残日数の周知と(通知が望ましい)、退職する際の未消化の年次有給休暇の任意の買い上げは法律違反にならないことをお伝えしました

日数でも、2年間の時効によって消滅するものを2年間の経過後に買い上げ（同法第115条）、あるいは退職者の年休を退職時に買い上げたりすることは違法ではない。
（昭和29年3月19日神戸地裁判決）

指針では、年次有給休暇管理簿を作成し、取得状況

管理簿を作成し、取得状況

指針では、年次有給休暇を労働者及び管理する者に周知すること（みんなが知り管理簿を作成し、取得状況

イラスト・森沢康代